

知的財産の保護に関する戦略

創造された知的財産を適切に権利化することにより、自己の技術が無断で他者に使用されることを防止できる。また、自身で独占的に事業化を図るのみならず、他者に対してライセンスを行うことにより、幅広い企業等が新規の技術を利用でき、産業が活性化されるとともに、権利化を行った企業等は特許等の利用者から実施料収入を得ることが可能となる。

ここでは創造された知的財産を適切に保護するために、関連機関との連携による具体的取組みを示すこととする。

【具体的施策】

関西特許情報センターによる知的財産の保護

1 権利化に係る相談対応

企業等が発明を権利化する際には、研究開発、出願手続、明細書の作成、外国への出願等、様々な課題に直面する。こうした企業等の課題に対応するため、(社)発明協会大阪支部、日本弁理士会近畿支部では、弁理士による無料相談を行っている。また、(社)発明協会大阪支部では、中小・ベンチャー企業等の依頼に基づき、過去の膨大な文献から出願したい発明や技術に該当・類似する情報を検索する先行技術調査を行っている。

2 特許出願等援助制度による出願支援

有用な発明をしても、発明者の経済的な事情によって特許出願手続きができず、結局活用されずに埋もれてしまうことを防ぐため、日本弁理士会では、特許出願等援助制度として、手続費用融資制度(費用の全額又は一部を無担保・無利子で立替)及び手続費用給付制度(費用の全額又は一部を負担)を展開しており、日本弁理士会近畿支部では関西圏における本制度の活用を促進している。

3 電子出願の推進

特許、実用新案、意匠、商標の出願は、パソコンによる電子出願が一般的である。その際に、出願者自身のパソコンで行うことも可能であるが、特許庁への事前手続きや専用ソフトの入手、ISDN回線の契約等が必要となる。このため、(社)発明

協会大阪支部では、電子出願共同利用端末機を設置し、電子出願を支援している。

4 地方面接審査の推進

効率的な特許審査を行うためには、面接審査が有効であるが、特許庁は東京に所在しているため、企業等が審査の都度訪問することは困難である。このため、近畿経済産業局特許室では、出張面接審査及びTV会議面接審査を活用した地方面接審査推進事業を展開している。

5 専門機関における紛争対応

知的財産関連の紛争の仲裁や調停を行う機関に企業が抱える事案を相談することにより、早期かつ効果的な解決が図られる。日本弁理士会近畿支部は、日本知的財産仲裁センターの関西支部南分室としての活動を展開している。

日本知的財産仲裁センターとは、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共催で運営するセンターであり、弁理士と弁護士による知的財産関連の紛争解決を目的としている。大阪では関西支部北分室も大阪弁護士会分館に設置されている。

6 適切な権利保護の推進

新しい技術やデザインなどは、他人の模倣を防ぐために、産業財産権制度によって保護されている。しかし、近年、一部の民間企業が、知的財産権（著作権）の私的な登録（証明）を有償で行っているケースが見受けられる。

著作権は著作物を保護の対象としており、権利を得るための登録等の手続きは一切必要とせず、著作物を創作した時点で自動的に権利が発生するが、あくまで論文やイラストなどの複製等を禁止するものであり、権利やアイデアの模倣を禁止するものではない。

発明やアイデアを法的に保護するためには、特許庁に出願し、特許や意匠等により権利化を行うことが必要であるが、出願前に守秘義務を負わない第三者に対して内容を公開することにより、新規性が喪失して、特許等の保護が受けられなくなることがある。

こうした問題点を解決するため、日本弁理士会近畿支部では、民間企業の「知的財産権（著作権）登録」の勧誘に気をつけるようパンフレットを配布し、注意を促

している。

権利取得支援による知的財産の保護

1 特許権等の取得を推進するための資金支援

創造された知的財産は、特許権の取得など権利化により最も適切に保護される。しかし、権利化のためには出願・審査請求費や弁理士委託にかかる経費、さらに外国出願する場合には翻訳料などの多大な費用負担が必要である。そのため、中小・ベンチャー企業は自らの事業展開上、権利化の必要性を感じながらも、資金調達が可能な範囲という制約の中で権利化すべきか判断する状況にある。

本府では、既に大阪府中小企業向け融資制度において、国内外の特許出願費用や、これに伴う事業拡張等に必要な資金の融資を行っている。しかし、生産拠点の海外への移転や、海外における模倣品被害が深刻化する中、中小・ベンチャー企業が自らの技術を保護し、国際競争力を維持向上させる必要性が高まっている。そこで、特許権取得を支援するため、外国特許出願に係る経費の助成を行う。

さらに、研究開発にかかる補助制度については、一部で対象経費とされていない弁理士経費等の経費についても補助対象とすることを検討する。

2 海外知的財産権制度等の情報提供の促進

企業等が外国において知的財産を権利化し、また、権利を守るためには、出願を行う国の知的財産権制度の概要を把握するとともに、海外の判例や模倣対策等に関する知識を得ることが必要である。このため、大阪府立特許情報センターにおいては、外国工業所有権法令集、外国出願のためのマニュアル、外国特許制度概説、知的財産権侵害判例・事例集、模倣対策マニュアルなど、各種団体が出版している海外情報に関する蔵書を整備し、閲覧に供しているが、今後、海外知的財産権制度等の情報提供のあり方について検討を行う。

3 地域における専門家相談の実施

知的財産権制度の概要、先行類似特許等の技術内容の理解、外国への出願等、知的財産の創造・保護・活用を図る際には、制度概要を把握するとともに、先行特許等の技術内容を理解することが必要となる。こうした企業等が抱える様々な課題に

対応するためには、身近な場所で相談できる専門家の存在が必要である。このため、府内各地域において、知的財産の専門家である弁理士が相談に応じ、企業の迅速かつ的確な事業展開を支援する。

新分野における知的財産の保護

4 バイオビジネスコンペ事業と連携したバイオ技術の特許化支援

府内にバイオベンチャーを創出するため、これまでバイオビジネスコンペ事業や(財)大阪産業振興機構の専門的人材(コーディネータ)による相談・指導業務を実践してきた。しかしながら、科学的・学術的には優れた研究成果といえるものであっても、事業化を見据えて十分に権利化が行われている事例は少なく、研究者自身も事業化を図る上で不安を抱えている場合が多い。

そこで、バイオビジネスコンペの応募案件等について、起業の入り口段階で研究成果の権利化方策の妥当性を検証するため、特許調査の専門機関を活用し、周辺特許の状況を的確に把握するとともに、コーディネータとの連携により、特許戦略を含む事業計画の策定と起業後の着実な成長が可能となるような支援を行う。

5 大阪府立食とみどりの総合技術センターによる植物品種の保護と育成

植物品種の育成者権の保護を強化し、優れた品種育成を促進するため、平成15年に種苗法の改正が行われた。

本府では、これまで府内の貴重な植物品種の収集や保存に努めるとともに、新品種の育成に関する研究開発を推進し、地域産業の活性化や異業種で活用可能な素材の創出にも取り組んできたが、今後、さらに、植物品種の保護と育成を進めていく。

そのためには、府内の貴重な植物(農作物含む)の収集・保存を強化するだけでなく、食とみどりの総合技術センターを植物の遺伝資源に関する情報拠点として位置づけ、権利保護に向けたDNA分析及び農業者や民間研究機関等との連携による共同研究や実証を進め、新しい視点からの品種開発と有効利用を図っていく。